

平成27年国勢調査

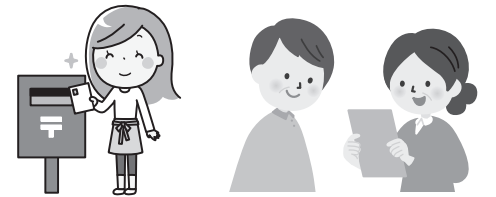
調査票の記入はお済みでしょうか？



封筒に入れる前に、
調査票の記入に誤りがないか、確認をお願いします。

※10月7日(水)までの提出をよろしくお願いします。

記入いただいた調査票は、
郵送提出用封筒に入れて最寄りのポストに
投函していただくか、
調査員に渡して提出してください。



- 国勢調査は、平成27年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人および世帯が対象となります。
- 国勢調査は、日本の人口や世帯の実態を明らかにするために、統計法という法律に基づき5年ごとに実施する、日本で最も基本的で、重要な調査です。
- 調査結果は、福祉施策や生活環境整備、災害対策など、日本の未来をつくるために欠かせないさまざまな施策の計画策定や企業の活動を支える情報基盤として利用されます。
- 国勢調査員をはじめとする調査関係者には守秘義務があり、調査内容の秘密は保護されます。

※調査票が届いていない場合は、海田町役場企画課（国勢調査担当課・☎823-9212）へご連絡ください。

総務省・広島県・海田町

西国街道を歩こう

～瀬野・中野編～

海田町と安芸区が主催し、安芸区の東端から海田町へ向かう西国街道沿いを、ボランティアガイドの案内で散策します。

日 時	区 間	内 容
11月15日 9時～15時	JR 八本松駅北口前～ JR 瀬野駅 (約10km・峠越え)	大山峠から詩句のまち「瀬野」を歩こう（大山峠、万葉歌碑、吉田松陰詩詠の地、山頭火句碑など）
12月13日 12時30分～ 16時30分	JR 瀬野駅北口前～ JR 安芸中野駅 (約4km)	瀬野川とともに歩むまち「中野」を歩こう（大イチョウ、祇園神社、愛宕神社など）

※いずれも日曜日

企画課 ☎823-9212 ☎823-9203
安芸区役所地域起こし推進課
☎821-4904 ☎822-8069

定 員◆各日30人（先着順）
対 象◆区間を歩ける人
集 合◆開始時刻までに、それぞれの出発駅前へ（雨天中止）
参加費◆各日100円
持参物◆飲み物、タオル、帽子、運動靴、リュックなど（11月15日は弁当持参）
申し込み◆はがき、FAX、Eメール、または直接安芸区地域起こし推進課（〒736-8501 広島市安芸区船越南3丁目4番36号 ak-chiiki@city.hiroshima.lg.jp）へ
※申し込むときは、希望日、住所、名前、年齢、電話番号などの連絡先を記入してください。

海田町防災訓練

生活安全課 ☎823-9208
☎823-7927

平成27年度海田町防災訓練を次のとおり実施します。
日時◆10月18日(日) 8時～11時30分
場所◆海田小学校校舎・体育館
訓練対象◆海田小学校区
訓練想定◆南海トラフ巨大地震の発生に伴い、海田町で震度6弱の地震を観測するとともに津波警報が発令されたとの想定のもと、垂直避難後、海田小学校へ避難するもの。



訓練内容◆津波災害からの垂直避難訓練、ダンボールによる模擬避難所開設訓練、炊き出し訓練
訓練当日は、スピーカーからサイレンの音や避難指示などを告げる放送を行います。住民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、意味のある訓練を実施するため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

町内に防犯カメラを設置しました

生活安全課 ☎823-9208
☎823-7927

町内で発生する犯罪を抑制するとともに、異常気象などに伴う河川などの監視を行うことにより、住民のみなさんの安全を守るため、町内各地へ防犯カメラを設置しました。

業務上知り得た情報は厳正に管理し、みなさんのプライバシーは保護します。

海田町私道整備事業補助制度

建設課 ☎823-9209
☎823-9203

生活環境の向上と交通安全を確保するため、一定の要件を満たす私道について、整備にかかる費用の一部を補助します。

補助対象となる工事（部分的でない工事に限る）◆

○道路舗装の新設または補修工事

○道路排水施設の新設工事

○交通安全施設の新設または補修工事

※ただし、申請者において海田町内に本店、支店又は事業所を有する法人と契約し、施工するもの。

補助対象となる私道◆

○常時一般の交通の用に供している

○家屋が連たんしている

○幅員が1・8メートル以上である

○築造されて5年以上が経過している

○次のいずれかに該当している

・私道の両端が公道に接しているもの

・私道の一端が公道に、もう一端が幅員1・8メートル以上の私道に接しているもの

・私道の一端が公道、もう一端が公共施設（学校、公園等）に接しているもの

・私道の一端が公道へ通じる袋状道路で、道路利用世帯が5世帯以上であるもの

補助の対象外となる私道◆

○整備について私道の所有者およびその他権利者の同意が得られないもの

○道路排水が私有地等に流入する場合、その管理者または所有者の承諾が得られないもの

※対象となる工事の詳細は、ご相談ください。

補助金の額◆

私道の整備に要した費用または町が別に定める費用のいずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）

申し込み◆事前に建設課にご相談ください。

ゴミはルールを守って出しましょう！（大型ごみ編）

環境センター ☎823-4601（☎兼用）

大型ごみには、家庭ごみの一辺がおおむね50センチメートル以上の家具類・家電類・寝具類・その他（自転車・木材など）があります。

●大型ごみは、収集日の当日、朝8時30分までに決められた収集場所へ出してください。

住んでいる地区以外のステーションに出さないでください。

●大型ごみの収集は2カ月に1回です。収集日を確認し、決められた日に出してください。

●大型ごみは、大人2人で積み込みできる大きさ・重さにしてください。

※不法投棄は犯罪です！

※注意

金属を含む50センチメートル四方以下のものは、資源物回収品（その他金属類）として出してください。

カーテン◆十文字にしばって出してください。

木材類◆長さを150センチメートル以内にして、しばって出してください。（太さ15センチメートル以内のもの、2束以内のものに限る）

ストーブ・ファンヒーターなど◆中の灯油は全て抜いて出してください。

布団・カーペット類◆電気カーペット・電気毛布は他の布団・毛布・カーペットと一緒にしばって出さないでください。

環境センターの搬入時間

月～金曜日9時～16時（12時～13時は除く）

土曜日9時～11時30分

（日曜日・祝日・休日・年末年始はお休みです）

